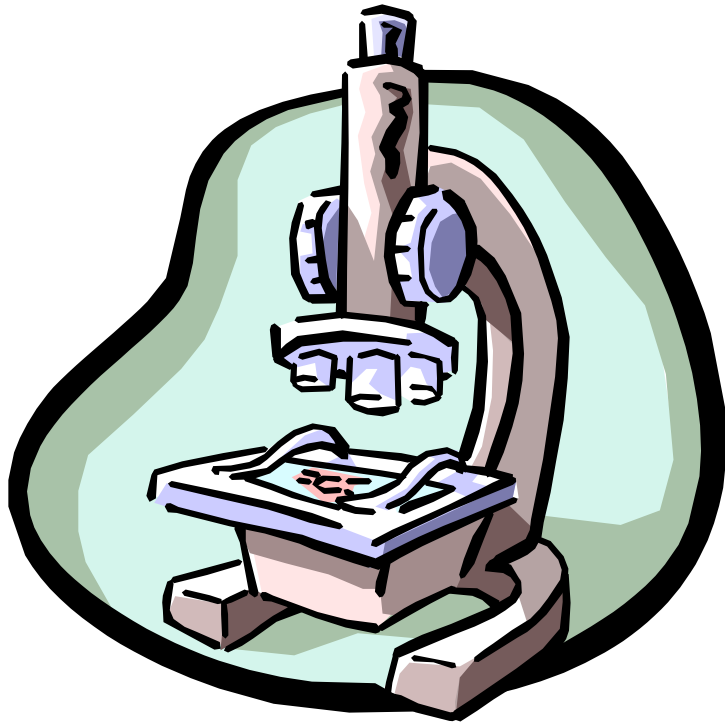


令和5年度

水質検査計画



鹿嶋市 都市整備部 水道課

## 目次

### 令和 5 年度水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由、水質検査方法
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の自己／委託の区分
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査の実施に際し配慮すべき事項

### 1. 基本方針

#### 水質検査計画とは

皆様に安全で良質な水をご利用いただくために、浄水場・配水場の出口、末端の給水栓までの水質検査を定期的に行い、水質管理に万全を期しています。

水質管理には適切な水質検査が必要です。水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、「どこで、どんな項目について、どれくらいの回数を行うのか」等をまとめたものが水質検査計画です。

### 2. 水道事業の概要

令和 2 年 4 月 1 日より、鹿嶋市水道事業と鹿嶋市大野区域水道事業が事業統合し、鹿嶋市水道事業に一元化しました。

#### 鹿嶋市水道事業

- 給水区域 鹿嶋市全域
- 給水人口 52,637 人（令和 4 年度末現在）
  - ・ 一日最大給水量 21,718 m<sup>3</sup>（令和 4 年度末現在）
  - ・ 一日平均給水量 19,308 m<sup>3</sup>（令和 4 年度末現在）
- 水源の種別・名称
  - ・ 茨城県企業局鹿行水道事務所から供給される浄水

### 3. 浄水の水質状況

浄水については茨城県の水質検査の結果、水質基準に適合しており、安全な水道水であるといえます。

#### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由、水質検査方法

水質基準検査については省令で定める方法（※1）、管理目標設定項目については通知で定める方法（※2）の手順どおりに実施します。

※ 1 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）

※ 2 水質基準に関する省令の制定及び水道法施工規則の一部改正等について  
（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知）

##### ○ 定期水質検査採水場所

採水は原則として給水栓から行います。

採水場所：宮中、旭ヶ丘、中、棚木、荒井、津賀、武井釜、武井

##### ○ 毎日水質検査採水場所（色、臭気、残留塩素：検査頻度1日1回）

採水は給水栓から行います。

採水場所：平井、長栖、大船津、宮中、爪木、武井、荒野、武井釜

#### 5. 臨時の水質検査

下記の場合、状況に応じ水質基準項目等を検査します。

- （1）大規模な漏水等、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- （2）その他、必要と認められるとき

#### 6. 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は、検査項目の種類が多く高い精度が求められます。高度な分析技術と経験を持つ技術者及び測定機器の設置が必要で莫大な費用がかかります。

このため、本計画における検査はすべて水道法の規定に基づき外部委託して行います。委託先は水道法第20条第3項の厚生労働大臣登録機関とします。

#### 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、鹿嶋市ホームページに掲載し公表しております。

鹿嶋市HPアドレス <https://city.kashima.ibaraki.jp/>

#### 8. 水質検査の実施に際し配慮すべき事項

##### ○ 検査結果の評価

検査毎に結果を評価し、水質基準を超える恐れがあるときは直ちに原因究明を行って対応します。

##### ○ 検査結果の見直し

水道法を遵守しながら水質検査結果評価及びお客様のご意見等を検討し、毎年検査の方法、項目、採水箇所等の見直しを行います。

##### ○ 水質検査の精度・信頼性

検査委託する機関が公正な第三者機関による外部精度管理を受け、標準測定基準を整備するとともに適切な内部精度管理を行っていることを確認します。

○ 関係者との連携

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生、若しくは発生の恐れがある場合は必要に応じ国・県の関係機関及び近隣市町村、水質検査受託業者連携し適切な対応を行います。